

香川県報



号外 8

平成 18 年

3月28日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	
●香川県行政組織規則の一部を改正する規則	（人事・行革課） 一
●組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則	（ " " ） 二
●香川県自治研修所規則の一部を改正する規則	（ " " ） 九
●香川県立図書館規則の一部を改正する規則	（法務文書課）

規 則

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十七号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表土木部の項中「道路建設課、道路保全課」を「道路課」に改める。

第三条情報政策課の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 情報システムの最適化に関すること。

十 情報システムの調達の審査に関すること。

第六条健康福祉総務課の項第七号中「の施行」を「及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の施行」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八

号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）の施行に関すること。

第六条長寿社会対策課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の施行に関すること。

第六条障害福祉課の項第五号中「心身障害児」を「心身障害児等」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「身体障害者総合リハビリテーションセンター」を「かがわ総合リハビリテーションセンター」に、「知的障害者相談所」を「障害福祉相談所」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

第六条障害福祉課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関すること。

第七条第一項産業政策課の項第五号中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

第七条第二項観光振興課の項第三号中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に改める。

第九条道路建設課の項を次のように改め、同条道路保全課の項を削る。

道路課

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の施行に関すること。

二 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）の施行に関すること。

三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の施行に関すること。

四 四国横断自動車道に関すること。

五 市町道の助成に関すること。

六 香川県道路公社に関すること。

七 その他道路に関すること。

第九条都市計画課の項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 景観法（平成十六年法律第百十号）の施行に関する事。

七 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関する事（都市計画区域内の土地等の先買いに係るものに限る。）。

八 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年香川県条例第三十七号）の施行に関する事。

第十一条第四項中「及び政策主幹」を「、政策主幹及び医療主幹」に改め、同条第五項中「防災対策主幹、適正処理推進主幹、保健医療主幹」を「防災指導監」に改め、「主任主査」及び「主査」を削り、同条第七項中「知事公室長、理事及び知事公室次長」を「理事及び知事公室長」に改める。

第十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流及び秘書に関する特命事項を掌理する。

第十二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「防災対策主幹、適正処理推進主幹、保健医療主幹」を「医療主幹、防災指導監」に改め、「主任主査」及び「主査」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十八号

組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（香川県森林センター規則の一部改正）

第一条 香川県森林センター規則（昭和二十九年香川県規則第二十号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第二項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

（香川県水産試験場規則の一部改正）

第二条 香川県水産試験場規則（昭和三十二年香川県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号を次のように改める。

八 主任

第五条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第六条第六項中「副主任」の下に「主任及び主任研究員」を加え、「特定の」を削

り、同条中第八項から第十一項までを削り、第十二項を第八項とする。

（香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第三条 香川県職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年香川県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

本庁の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次のように加える。

六 知事公室長

本庁の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 医療主幹

本庁の項第十五号を次のように改める。

十五 防災指導監

本庁の項中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、第二十八号を削り、第二十九号を第二十六号とし、第三十号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第三十七号までを四号

ずつ繰り上げる。

出先機関の項第四十七号を次のように改める。

四十七 主任

出先機関の項第四十八号及び第四十九号を削り、第五十号を第四十八号とし、第五十一号から第五十六号までを二号ずつ繰り上げる。

(香川県立斯道学園規則の一部改正)

第四条 香川県立斯道学園規則(昭和三十三年香川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号を次のように改める。

四 主任

第四条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第五条第三項中「副主任」の下に「及び主任」を加え、「特定の」を削り、同条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とする。

(香川県東京事務所規則の一部改正)

第五条 香川県東京事務所規則(昭和三十三年香川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県東京事務所」を「県行政の運営上必要な事務を処理させるため、香川県東京事務所」に改める。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 事務所に、総務行政課及び企業誘致・観光課を置く。

第五条から第十二条までを削る。

第四条第一項中「所務」を「上司の命を受けて所務」に、「職員」を「所属の職員」に改め、同条第五項中「受け」を「受けて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「係長」を「副主任及び主任」に、「受け」を「受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「副主任、主任主査及び主査」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第三条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 課長

第三条中第六号を次のように改める。

六 主任

第三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条を第四条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(分掌事項)

第三条 総務行政課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 県と官公庁その他関係機関との連絡等に関する事。

二 東京讃岐会館に関する事。

三 在京県人会及び東京学生寮に関する事。

四 その他他課の所掌に属しない事項に関する事。

2 企業誘致・観光課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関する事。

二 観光に関する情報の収集及び提供並びに観光客の誘致の促進に関する事。

三 県産品のあつせん及び販路の拡大に関する事。

四 東京観光物産センター及びアンテナショップに関する事。

五 県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関する事。

六 その他首都圏における情報発信に関する事。

第十二条中「所長」を「、所長」に改め、同条を第六条とする。

(香川県物品調達規則の一部改正)

第六条 香川県物品調達規則(昭和三十四年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中「強 効」を「中 中」に改める。

(香川県大阪事務所規則の一部改正)

第七条 香川県大阪事務所規則(昭和三十七年香川県規則第十四号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一号中「あつ旋、宣伝等」を「あつせん及び販路の拡大」に改め、同条第二号から第九号までを次のように改める。

二 観光に関する情報の収集及び提供並びに観光客の誘致の促進に関する事。
三 企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関する事。

四 農産物の販売促進並びに流通情報の収集及び提供に関する事。

五 在阪県人会及び県出身者の交流の促進に関する事。

六 県と他の行政機関との連絡調整及び経済団体との連絡等に関する事。

七 県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関する事。

八 千里讃岐荘に関する事。

九 前各号に掲げるもののほか、近畿圏において県行政の運営上必要な事。

第二条第十号を削る。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第八条 香川県土木事務所規則(昭和三十八年香川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第十一号を次のように改める。

十一 主任

第六条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第七条第八項中「主幹、副主幹、主任主査及び主査」を「及び主幹」に改め、同条第九項中「係長」を「副主幹及び主任」に改める。

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第九条 香川県災害対策本部規則(昭和三十八年香川県規則第五十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第二土木部の部道路班の項中「土木部道路建設課及び道路保全課」を「土木部道路課」に改める。

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第十条 香川県証紙条例施行規則(昭和三十九年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表2の項第十二号を次のように改める。

十二 かがわ総合リハビリテーションセンター手数料

(香川県土地改良事務所規則の一部改正)

第十一条 香川県土地改良事務所規則(昭和三十九年香川県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二次長

第三条第八号を次のように改める。

八 主任

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「係長」を「副主幹及び主任」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「主幹、副主幹、主任主査及び主査」を「及び主幹」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次長は、所長を補佐する。

(香川県消防学校規則の一部改正)

第十二条 香川県消防学校規則(昭和四十年香川県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(香川県栗林公園観光事務所規則の一部改正)

第十三条 香川県栗林公園観光事務所規則(昭和四十年香川県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号及び第五号を次のように改める。

四 副主幹

五 主任

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第五条第三項中「主任主査及び主査」を削り、同条第四項中「係長」を「副主幹及び主任」に改める。

(香川県高松港管理事務所規則の一部改正)

第十四条 香川県高松港管理事務所規則(昭和四十二年香川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 主任

第二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第三条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(香川県家畜保健衛生所規則の一部改正)

第十五条 香川県家畜保健衛生所規則(昭和四十三年香川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号を次のように改める。

六 副主幹

七 主任

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第五条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「主任研究員」を「副主幹、主任及び主任研究員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

(香川県青年センター規則の一部改正)

第十六条 香川県青年センター規則(昭和四十四年香川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 主任

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第三条第二項中「主任主査」を「主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

(庁舎管理規則の一部改正)

第十七条 庁舎管理規則(昭和四十六年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表十四の項中「香川県知的障害者相談所」を削り、同表十五の項を次のように改める。

十五 香川県障害福祉相談所

香川県障害福祉相談所長

(香川県食肉衛生検査所規則の一部改正)

第十八条 香川県食肉衛生検査所規則(昭和五十一年香川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号を次のように改める。

五 主任

第五条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第六条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(香川県立保育専門学院学則の一部改正)

第十九条 香川県立保育専門学院学則(昭和五十一年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 主任

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三条第四項中「副主幹」の下に「及び主任」を加え、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とする。

(香川県農業事務所規則の一部改正)

第二十条 香川県農業事務所規則(昭和五十五年香川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第五条第二項中「副主幹、主任主査及び主査」を削り、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。

(香川県立川部みどり園規則の一部改正)

第二十一条 香川県立川部みどり園規則(平成八年香川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第五条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(香川県農業試験場規則の一部改正)

第二十二條 香川県農業試験場規則(平成十二年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第九号を次のように改める。

九 主任

第九条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第十条第八項中「主任主査及び主査」を「主任及び主任研究員」に改め、「特定の」

を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

(香川県産業技術センター規則の一部改正)

第二十三條 香川県産業技術センター規則(平成十二年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号を次のように改める。

八 主任

第五条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第六条第六項中「主任主査及び主査」を「主任及び主任研究員」に改め、「特定の」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第二十四條 香川県子ども女性相談センター規則(平成十二年香川県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号を次のように改める。

七 主任

第四条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第五条第六項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第二十五條 香川県小豆総合事務所規則(平成十四年香川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「次のとおり」を「生活保護に関すること」に改め、同項各号を削り、同条第六項中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 健康危機管理に関すること。

第二条第六項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を削り、第七号を第十一号とし、第一号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

二 保健、医療及び福祉に係る町支援の調整に関すること。

三 保健、医療及び福祉に係る統計、情報提供及び総合相談に関すること。

四 保健、医療及び福祉に従事する人材の養成確保に関すること。

第二条第七項第十号を次のように改める。

十 地域保健医療計画の推進に関すること。

第二条第七項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。

第三条第十一号を次のように改める。

十一 主任

第三条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第四条第五項中「主幹、副主幹、主任主査及び主査」を「及び主幹」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「係長」を「副主幹及び主任」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主席指導員は、上司の命を受けて担任する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指導する。

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第二十六条 香川県県税事務所規則(平成十四年香川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号を次のように改める。

五 主任

第五条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第六条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(香川県消費生活センター規則の一部改正)

第二十七条 香川県消費生活センター規則(平成十四年香川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(香川県環境保健研究センター規則の一部改正)

第二十八条 香川県環境保健研究センター規則(平成十四年香川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号を次のように改める。

七 主任

第四条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第五条第五項中「主任主査及び主査」を「主任及び主任研究員」に改め、「特定の」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第二十九条 香川県保健福祉事務所規則(平成十四年香川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表香川県西讃保健福祉事務所の項中「生活福祉総務課 健康福祉課」を「健康福祉総務課」に改める。

第二条生活福祉総務課の項第九号中「(香川県中讃保健福祉事務所を除く。)」を削り、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 健康危機管理に関すること。

第二条生活福祉総務課の項の次に次のように加える。

健康福祉総務課

一 生活福祉総務課の項第一号から第十二号まで(第六号を除く。)(に掲げる事項

二 財産の管理に関すること。

三 健康づくりに関すること。

四 生活習慣病の予防に関すること。

五 栄養改善、歯科保健及び老人保健に関すること。

六 母子保健に関すること。

七 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。

八 高齢者の福祉に関すること。

九 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること（保健対策課の所掌に属するものを除く。）。

十 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。

十一 介護保険に関すること。

十二 青少年対策及び男女共同参画社会の形成に関すること。

十三 健康危機管理に関すること。

十四 その他他の課及び室の所掌に属しない事項に関すること。

第二条健康福祉課の項第一号を次のように改める。

一 健康福祉総務課の項第三号から第十二号まで（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項

第二条健康福祉課の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同項第七号中「及び香川県西讃保健福祉事務所」を削り、同項中第八号から第十号までを削り、第十一号を第四号とし、第十二号を第五号とし、第十三号を第六号とし、同条保健対策課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条保健対策第一課の項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

第三条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主幹

第三条第七号を次のように改める。

七 主任

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第四条第四項中「副主幹、主任主査及び主査」を「主幹」に改め、同条第五項中「係長」を「副主幹及び主任」に改める。

第五条の表香川県西讃保健福祉事務所生活福祉総務課、健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員のうち、香川県西讃保健福祉事務所生活福祉総務課、健康福祉課を「香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課」に改める。

(香川県保健所規則の一部改正)

第三十条 香川県保健所規則（平成十四年香川県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表香川県西讃保健所の項中「生活福祉総務課 健康福祉課」を「健康福祉総務課」に改める。

第三条第七号を次のように改める。

七 主任

第三条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第四条第四項中「副主幹、主任主査及び主査」を削り、同条第五項中「係長」を「副主幹及び主任」に改める。

(香川県直島環境センター規則の一部改正)

第三十一条 香川県直島環境センター規則（平成十五年香川県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(香川県立保健医療大学規則の一部改正)

第三十二条 香川県立保健医療大学規則（平成十五年香川県規則第一百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第四号を次のように改める。

四 主任

第五条第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同条第四項中「第七号」を「第五号」に改める。

第六条第九項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

(香川県農業改良普及センター規則の一部改正)

第三十三条 香川県農業改良普及センター規則（平成十七年香川県規則第三十三号）の一

部を次のように改正する。

第四条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第五条第四項中、「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(香川県大阪事務所展示施設使用規則の廃止)

第三十四条 香川県大阪事務所展示施設使用規則(昭和四十四年香川県規則第一号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県自治研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十九号

香川県自治研修所規則の一部を改正する規則

香川県自治研修所規則(昭和四十一年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「地方公務員」を「職員」に、「行ない」を「行い」に、「そなえた公務員」を「備えた職員」に改める。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「県、市町及び一部事務組合の」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第五条第五項中「主任主査及び主査」を「主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則(平成六年香川県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条第三項中、「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第七条第一項中「者」の下に「又は行政資料の貸出しを受けようとする者」を加える。
第十条第一項中「を受けようとする者は」を「の申込みは、館長に対し」に、「館長に提出しなければ」を「提出し、及び利用証を提示することにより行わなければ」に改める。
第十三条の次に次の一条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第十三条の二 文書館のうち香川県立文書館条例(平成五年香川県条例第三十五号。以下「条例」という。)(第三条の許可を受けなければならない施設は、視聴覚ホールとする。
第十四条第一項を次のように改める。

条例第三条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)(を受けようとする者は、視聴覚ホール利用許可申請書(第七号様式)を館長に提出しなければならない。
第十四条第二項中「前項の許可」を「利用許可」に改め、同条第三項中「第一項の許可」

を「利用許可」に改める。
第十五条第一項を次のように改める。

利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第三条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、視聴覚ホール利用許可変更申請書(第八号様式)を館長に提出しなければならない。

第十五条第二項中「前項の許可」を「変更許可」に改める。

第十七条の見出しを、「(視聴覚ホールの利用の許可の取消し等)」に改め、同条中「第十四条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者」を「利用者」に、「その許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同条第二号中「第十四条第一項又は第十五条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改める。
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第10条関係)

行政資料貸出申込書

貸出日 / /
貸出期限 / /

住所

氏名

電話番号

資料番号
資料名

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に一条を加える改正規定並びに第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

